

◎ 床面積・階の取扱い

建築基準法上の床面積及び階数の算定は、次の1から3によること。また、消防用設備等の設置にあたっての床面積及び階数の算定は、建築基準法上の床面積及び階数の算定によるほか、4及び5によること。

1 建築物の床面積の算定

「川崎市建築基準法関係取扱基準（県内統一基準「神奈川県建築基準法取扱い基準 - 面積、高さ及び階数等の算定方法 - 」）による

[\(川崎市建築基準法取扱基準集\)](#)

[\(神奈川県建築基準法取扱い基準 - 面積、高さ及び階数等の算定方法 - \)](#)

2 区画の中心線の設定方法

同上

3 建築物の階数の算定

同上

4 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1及び2によるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。

(2) ラック式倉庫の床面積は、次によること。

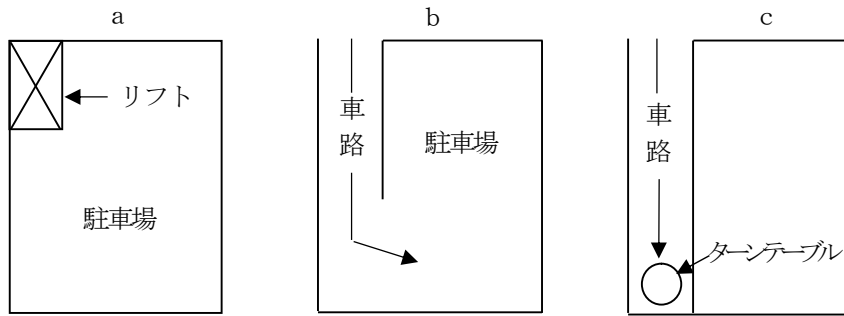
ア 令第12条第1項第4号の適用にあたって、ラック式倉庫が同一防火対象物内に存在する場合は、全体をラック式倉庫として、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定すること。ただし、ラック倉庫の部分の床面積が300㎡未満で、かつ、延面積の10%以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取扱わないものとする。

イ ラック式倉庫部分の床面積は、水平投影面積を床面積として算入すること。

(3) 駐車場の床面積は、次によること。

ア 車路、ターンテーブル及びリフトは床面積に算入すること。

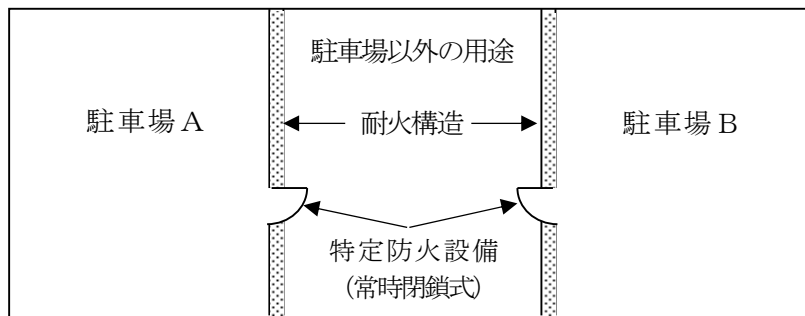
ただし、上部が開放された部分は、算入しない。(第5-5図参照)



第5-5図

イ 駐車のために供しない部分を介して2箇所以上の駐車のために供する部分が存する場合で、駐車場以外の用途と耐火構造の壁と常時閉鎖式特定防火設備で防火区画されている場合は、それぞれの駐車のために供する部分ごとに床面積を算定すること。

(第5-6図)



第5-6図

ウ 外気に開放された高架下工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）に設けられた駐車場、駐輪場等は、さく、へい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。

エ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

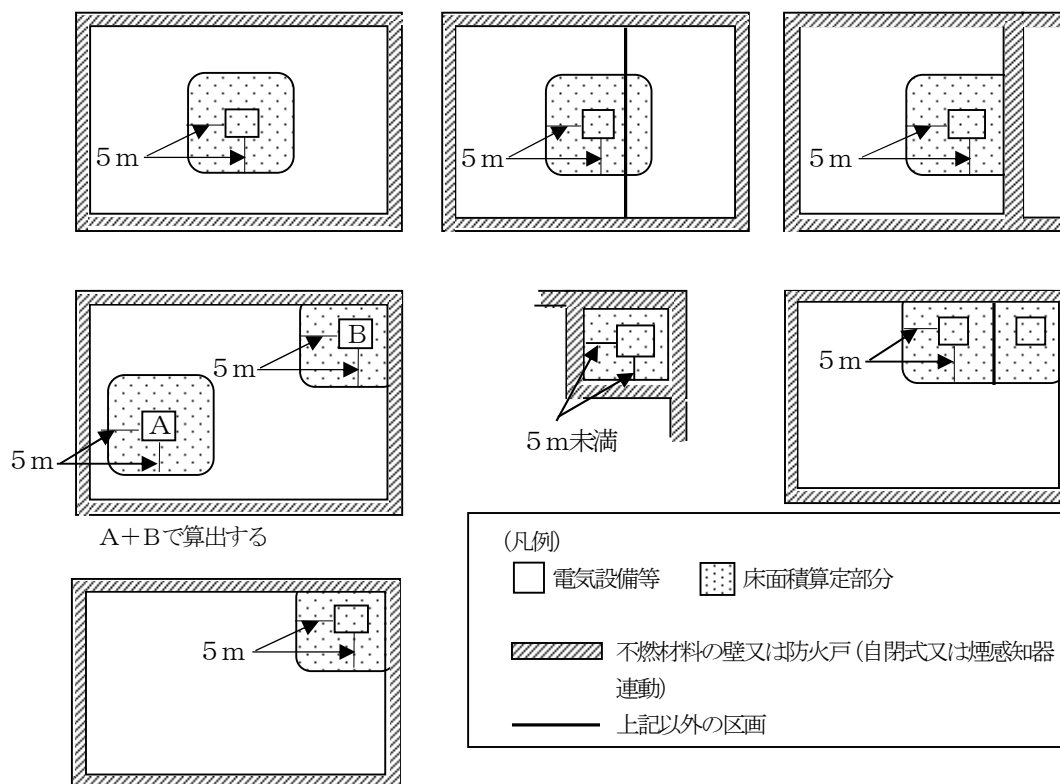
(4) 政令第13条第1項で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ア 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積（第5-7図参照）

なお、この場合の防火戸は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

イ 電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平距離5m（周囲に不燃材料の壁（前、アに定める防火戸を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積（第5-7図参照）

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること。

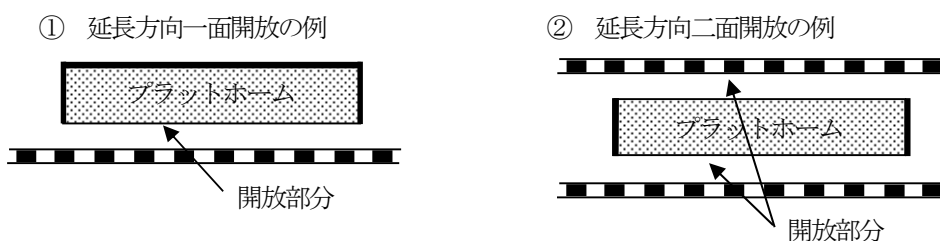


(5) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含め算定すること。

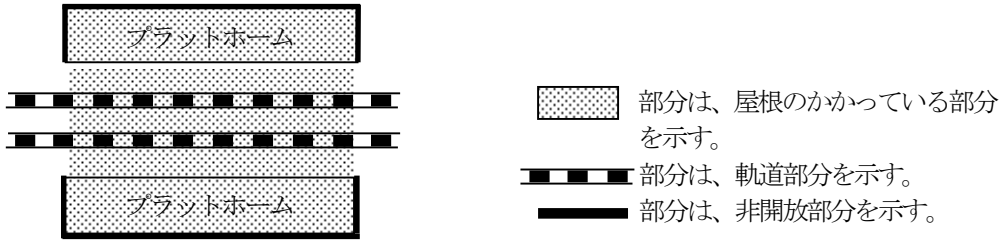
(6) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、上屋の屋根等が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。

(第5-8図参照)



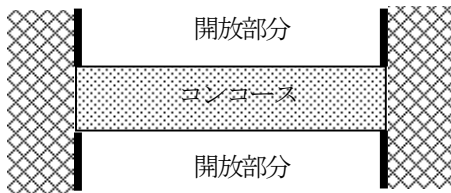
③ ただし書きにより床面積に算入される場合の例



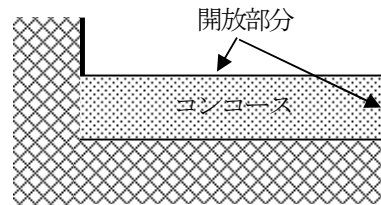
第5-8図

イ 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く。(第5-9図参照)

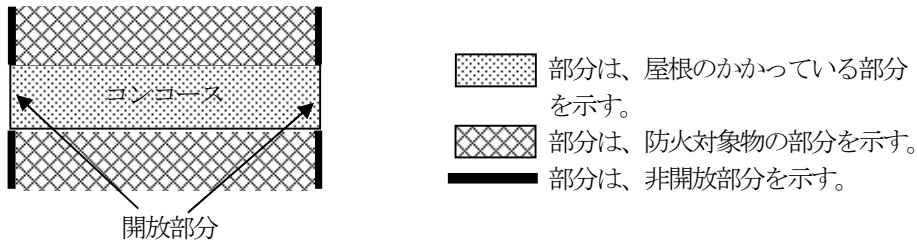
① 二面開放の例その1



② 二面開放の例その2

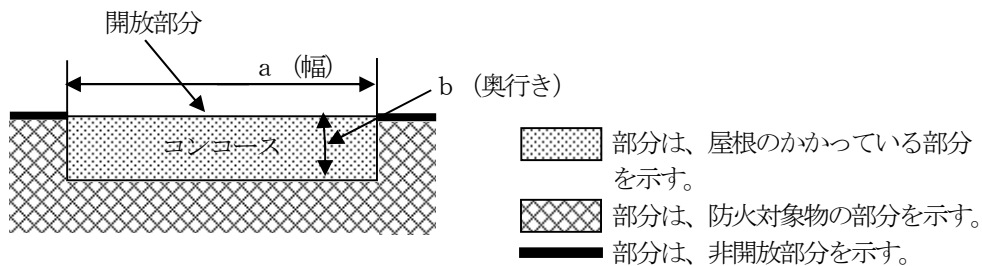


③ ただし書きにより算入される場合の例



第5-9図

ウ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さが概ね奥行の2倍以上あるコンコース。(第5-10図参照)



第5-10図

5 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定

前3によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等

の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、階数に算定すること。

(注) 床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取扱う。

(2) ラック式倉庫及び立体自動車車庫(機械式駐車装置の設置された部分を含む。)

の可動床は階数に算定しないこと。

(3) 建基法上、階数に算定されない階についても、原則として消防用設備等の設置が必要となるものであるが、当該階の規模・用途・出火危険を勘案し、上下階に設置される消防用設備等の位置等により有効であると認めるときは、当該階の消防用設備等を省略することができる。